

## ショートステイ 遊生の町 利用料金表【負担割合1割】

当施設の介護サービス費の区分は、『併設型ユニット型(介護予防)短期入所生活介護費(Ⅰ)』です。

負担段階 ※1	介護度	基本部分 単位数	各種加算 単位数 ※2	サービス利用料金 合計額(1日)	滞在費	食費 ※3	滞在費・食費 合計額(1日)	最終合計 金額(1日)	送迎 ※4
第4段階	要支援1	523	22	¥545	¥2,006	¥1,392	¥3,398	¥3,943	184
	要支援2	649	22	¥671	¥2,006	¥1,392	¥3,398	¥4,069	
	要介護1	696	48	¥744	¥2,006	¥1,392	¥3,398	¥4,142	
	要介護2	764	48	¥812	¥2,006	¥1,392	¥3,398	¥4,210	
	要介護3	838	48	¥886	¥2,006	¥1,392	¥3,398	¥4,284	
	要介護4	908	48	¥956	¥2,006	¥1,392	¥3,398	¥4,354	
	要介護5	976	48	¥1,024	¥2,006	¥1,392	¥3,398	¥4,422	
第3段階	要支援1	523	22	¥545	¥1,310	¥650	¥1,960	¥2,505	
	要支援2	649	22	¥671	¥1,310	¥650	¥1,960	¥2,631	
	要介護1	696	48	¥744	¥1,310	¥650	¥1,960	¥2,704	
	要介護2	764	48	¥812	¥1,310	¥650	¥1,960	¥2,772	
	要介護3	838	48	¥886	¥1,310	¥650	¥1,960	¥2,846	
	要介護4	908	48	¥956	¥1,310	¥650	¥1,960	¥2,916	
	要介護5	976	48	¥1,024	¥1,310	¥650	¥1,960	¥2,984	
第2段階	要支援1	523	22	¥545	¥820	¥390	¥1,210	¥1,755	
	要支援2	649	22	¥671	¥820	¥390	¥1,210	¥1,881	
	要介護1	696	48	¥744	¥820	¥390	¥1,210	¥1,954	
	要介護2	764	48	¥812	¥820	¥390	¥1,210	¥2,022	
	要介護3	838	48	¥886	¥820	¥390	¥1,210	¥2,096	
	要介護4	908	48	¥956	¥820	¥390	¥1,210	¥2,166	
	要介護5	976	48	¥1,024	¥820	¥390	¥1,210	¥2,234	
第1段階	要支援1	523	22	¥545	¥820	¥300	¥1,120	¥1,665	
	要支援2	649	22	¥671	¥820	¥300	¥1,120	¥1,791	
	要介護1	696	48	¥744	¥820	¥300	¥1,120	¥1,864	
	要介護2	764	48	¥812	¥820	¥300	¥1,120	¥1,932	
	要介護3	838	48	¥886	¥820	¥300	¥1,120	¥2,006	
	要介護4	908	48	¥956	¥820	¥300	¥1,120	¥2,076	
	要介護5	976	48	¥1,024	¥820	¥300	¥1,120	¥2,144	

1単位=10円

※1 第4段階：下記第1段階～第3段階以外の方

第3段階：世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が市区町村民税非課税の方で、預貯金等が一定額以下であり、下記の第1段階、第2段階以外の方

第2段階：世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が市区町村民税非課税の方で、預貯金等が一定額以下であり、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方

第1段階：生活保護を受けている方など

※2 【上表で計上している加算】

・夜勤職員配置加算(Ⅱ)：18単位/日 ※介護予防は除く

・看護体制加算(Ⅱ)：8単位/日 ※介護予防は除く

・サービス提供体制強化加算(Ⅰ)：22単位

【上表で計上していない加算】

・若年性認知症利用者受入加算：120単位/日 ※対象者のみ算定する

・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)：(基本部分単位数+各種加算単位数)×8.3%が別途かかります。

・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)：(基本部分単位数+各種加算単位数)×2.3%が別途かかります。

※3 食費1日につき、おやつ代として120円を別途ご負担いただくことをご了承下さい。

※4 送迎をご利用になる場合は、片道184単位がかかります。

(通常の送迎範囲) 燕市全域、三条市の第三中学校区及び大島中学校区、弥彦村

※5 特養の空室を利用した「空床型ショート」は、加算内容が上記と異なる場合があります。

※6 65歳以上の方で、一定以上の所得のある方は、サービス利用時の負担割合が2割(3割)となります。その場合、表中網掛けの『サービス利用料金合計額(1日)』の金額が2倍(3倍)になります。